

# GPS利用捜査の法的性質

「位置情報とプライバシー:

GPSを利用した捜査手法と法的規律をめぐって」

2015年10月27日  
IDF第12期第2回  
「法務・監査」分科会

指宿信  
成城大学法学部  
Makoto Ibusuki©2015

1

## 関連業績の紹介

- A. アメリカ刑事法全般に関する研究業績
  - 1. 監訳『アメリカ捜査法』(レクシスネクシス・ジャパン、2014)
- B. GPS利用捜査に関する研究業績
  - 1. 「GPSと犯罪捜査——追尾監視のためのハイテク機器の利用」  
法学セミナー2006年7月号
  - 2. 「ハイテク機器を利用した追尾監視型捜査—ビデオ監視とGPSモニタリングを例に」  
『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集[下巻]』165頁(成文堂、2007)185頁
  - 3. 「GPS利用捜査とその法的性質  
—承諾のない位置情報取得と監視型捜査をめぐって」法律時報2015年9月号
- C. 監視・傍受に関する研究業績
  - 1. 「ネットワーク盗聴と暗号問題」法学セミナー1998年2月号
  - 2. 「これが国際通信盗聴網「エシュロン」だ!」法学セミナー1999年11月号
  - 3. 「インターネット盗聴ソフト“カーニボー”の正体」法学セミナー2001年4月号
  - 4. 「覚せい剤取引と検証令状による電話傍受」『メディア判例百選』  
(別冊ジュリスト、2005)220頁
  - 5. 「刑事法学:捜査の端緒と捜査手続」『新たな監視社会と市民的自由の現在:  
国公法・社会保険事務所職員事件を考える』(日本評論社、2006)
  - 6. 「偽装携帯基地局を用いた通信傍受:携帯電話の無差別傍受装置“ステイングレイ”」  
法学セミナー2015年11月号

2

# Agenda

- 自己紹介
- はじめに
  1. 位置情報探索システムとその利用
  2. GPS利用捜査の2つのパターン
  3. GPS利用捜査の法的性質
  4. 追尾監視型捜査手法との比較
  5. 情報取得捜査に関する最高判例との比較
  6. 海外におけるGPS利用捜査の規律
  7. 検討
- 結論

3

## はじめに①: GPS利用、移動履歴情報に関するトラブル

年月	事件
2011.8	他者のGPS情報をモニタリング出来る、スマートフォンのアプリケーション「カレログ」が問題に
2013.7	JR東日本、Suica利用者の利用履歴を外部企業に販売が報じられ問題に
2013.11	NTTドコモ「ドコモ地図ナビ」の利用者が用いたGPS位置情報を外部に提供していたと問題に
2014.4	広島県警、交際中女性のスマホに監視アプリを無断でインストールした男性を不正指令電磁的記録供用容疑で逮捕
2014.10	京都府警、片思いの女性の自転車にGPS端末を無断で取り付けした男性をストーカー規制法違反で送検
2014.11	警視庁、別れた女性の車両にGPS端末を無断で取り付けした男性をストーカー規制法違反の疑いで逮捕
2015.4	奈良県警、妻のスマホのGPS情報を無断で取得していた夫を不正指令電磁的記録供用の疑いで逮捕

4

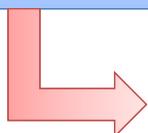
## はじめに②: GPS利用、行動履歴に関する政策方針等

年月	動き
2012.3	国土地理院「地理空間情報活用推進基本計画」策定。「地理空間情報高度活用社会(G空間社会)」の実現を目指す一方、位置情報サービスの普及で個人情報やプライバシー保護と匿名化技術などによる安全利用とのバランスが重要と指摘
2013.6	総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」・・・位置情報は“高いプライバシー性を有し、精度が詳細であるほど、また、一定期間連続するほど、そのプライバシー性が高まる”とする
2014.6	IT総合戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において、位置情報等について、“大量に収集・蓄積され・・・利活用されることによるプライバシー面における不安”が指摘される
2015.6	総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」第26条を改訂、携帯GPS情報に先立つ利用者通知義務を廃止

5

## はじめに③: GPS利用捜査に関する大阪地裁の2決定

- 窃盗団に対する大阪府警による行動確認捜査の実施
- 5ヶ月間にわたって19台を対象にGPS発信装置装着
- 被処分者がGPS発信装置を発見
- 検察庁もGPS利用捜査の実施を証拠上知らされていなかった
- 警察庁は2006年から内部規定(移動追跡装置運用要領)に基づいて実施＝報告書の作成などを定める
- 共犯者の分離公判における判断(第9刑事部中間論告決定)  
平成27年1月27日・・・任意処分
- 正犯に対する公判における判断(第7刑事部中間論告決定)  
平成27年6月5日・・・強制処分



2つの決定の分かれ目は何か？

\* 弁論と証拠(捜査官証言、検証実験、専門家プレゼン)

6

項目	1月決定	6月決定
①GPS利用捜査の法的性質	任意捜査 (必要性、相当性の範囲内)	強制捜査(検証としての性質)
②プライバシー侵害	大きくない	大きく侵害
③その他の権利侵害	第三者の権利も侵害せず	管理権侵害
④GPS情報取得に関わる機能	誤差が生じ、正確でない。 記録なし	ダウンロード機能などに言及
⑤GPS情報と目視追尾の類似性	張り込みや尾行と類似	異質なもの
⑥GPS情報取得捜査の性質	必要性高く、尾行は困難	緊急性なし。大規模かつ組織的。 令状請求の余裕あり
⑦他の位置情報取得捜査比較	---	基地局位置情報取得が令状で取得。 これよりプライバシー侵害高度
⑧GPS取得に関わる警察内規	---	捜査報告書に記載せず。 検察官にも報告せず
⑨証拠排除の可否	令状主義に反する重大違法なし	令状主義の精神に反する。GPS技術の高度化でプライバシー侵害のおそれ。 密接に関連する範囲で排除

7

# 1 位置情報探索システムとその利用

## 事業者による場合

- 電気通信事業者が取り扱う位置情報
  - ①基地局に係る位置情報(基地局単位)
  - ②GPS位置情報
  - ③Wi-Fi位置情報
- 第三者提供の条件
  - 十分な匿名化
  - 通信内容以外の通信場所、日時、利用者・端末識別符合
  - 管理体制の適切性
  - 利用者の内容変更選択
  - 利用者への周知
  - 「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」報告書(2014年5月)より抜粋

## 警察による場合

1. 被疑者の携帯電話位置情報の探知(検証許可状により実施)  
(第156回国会2003年5月9日衆議院法務委員会樋渡政府参考人答弁)
2. 被疑者のGPS情報の探知(2011年より)
3. 110番通報時のGPS情報提供(2006年より)
4. GPS装置の車両取り付け(愛媛県警流出資料から2002年に利用実績判明)
5. 警察官や警察車両の位置把握
6. 緊急災害時の被災者位置発見

## 2 GPS利用捜査の2つのパターン

### 携帯GPSのケース

- GPS機能利用に利用者の意思あり
- 位置情報発信の認識可能
- 携帯は身体に密接密着
- 公道や交通機関のみならず私宅等でも発信
- 移動の場合だけでない全生活領域が対象となる
- 通信内容ではないがそれに準じる高度なプライバシー
- 承諾のない第三者提供は「緊急災害時」

### 車両GPS装着のケース

- GPS機能利用に対象者の意思なし
- 装着は車両下部ないし内部で位置情報発信の認識不能
- 移動時に身体と同一化
- 公道上が中心。だが、私有地や道路上以外にも駐停車する

9

## 3 GPS利用捜査をめぐる論点表

GPS位置情報の取得方法	携帯GPS	車両GPS装着	注記
法的性質	強制処分 (検証許可状)	任意処分か強制処分か? (令状様式?)	
被処分者	キャリア(電話会社)	行動確認対象者	車両の場合は被処分者に提示不要
位置情報源	携帯電話機器の位置	被装着車両の位置	
位置情報サービス主体	キャリア GPSサービス提供者	GPS機器提供者	車両の場合はサービス主体に目的秘匿
位置情報取得期間	許可状記載	不明・不定期	
位置情報の記録性	あり	あり	
対象者への告知	あり(ガイドライン改訂により無告知検討中)	なし。事後的にもなし。	携帯GPSでも無告知となれば認識不可能
法的根拠	刑訴法218条	なし(内部通知のみ)	
実施の制限	7日間限定、夜間禁止 (刑訴規則155条)	なし(更新可)	
対象犯罪の限定	なし	なし	

10

# 捜査と処分

- 任意処分(任意捜査)と強制処分(強制捜査)  
…グレーゾーンの存在
- 強制処分法定主義…強制処分  
＝搜索差押え、検証、逮捕勾留、通信傍受

## 刑事訴訟法 第197条

捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

11

## 任意捜査と強制手段に関する判例

- 最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁
- 「強制手段とは有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、**個人の意思を制圧し、身体、住居、財産などに制約を加え、強制的に捜査目的を実現する行為など**」
- 「右の程度に至らない有形力の行使は任意捜査においても**許容される場合がある**」
- 「強制手段にあたらぬ有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、**必要性、緊急性なども考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容されるものと解すべき**」

12

## 4 追尾監視型捜査手法との比較

項目	携帯電話 位置情報	コントロール・ デリバリー &ビーパー	尾行撮影	Nシステム	GPS利用捜査
取得情報	位置情報	移動経路	行動	ナンバー プレート	位置情報
情報提供源	携帯電話会社	荷物	対象者自身	車両	車両等
取得目的	所在位置	送達先	情報収集	通過車両情報	行動確認
同意承諾	なし	なし	なし	なし	なし
法的性質	強制処分 (検証許可状)	任意処分 (現行犯)*	任意処分 (制約あり)	任意処分・ 行政警察活動	?
情報取得場所	任意の場所	任意の場所	公道等	公道上	公道上 私有地
取得期間	一定・短期	不定	不定・短期	永続的	不定・長期
対象	特定	特定	特定	不特定多数*	特定

\* クリーンの場合は差押えが必要となるため強制処分

13

## 5 情報取得捜査に関する最高判例との比較

項目	平成11年	平成20年	平成21年	GPS利用捜査
取得目的	電話会話の秘聴	異同識別の 資料収集	内容物確認	行動確認
取得対象情報	音声情報	映像情報	配送物映像	位置情報
取得技術	傍受	ビデオ撮影	エックス線撮影	GPS装置装着
取得操作	マニュアル	マニュアル	マニュアル	自動
取得対象	電話音声	人相、身体	配送物	車両等
情報取得場所	電話会社	公道上 店舗内	業者店舗	公道上 私有地
可視性	なし	あり	なし(外表あり)	あり
取得期間 回数と制約	複数回 制約あり	複数回 無制約	複数回 制約あり	長期間多数回 無制約
同意	なし	なし	なし	なし
法的性質	強制処分	任意処分	強制処分	?
理由	通信の秘密・ プライバシー侵害	何人も観察可能	プライバシー侵害	?

14

## 情報取得捜査に関するわが国の判例: 1

- 最決平成11年12月16日刑集53巻9号1327頁
  - 電話傍受を一定の要件を満たした場合に検証許可状を用いて実施することは憲法違反ではない
  - 電話傍受は「通信の秘密を侵害し、ひいてはプライバシーを侵害する強制処分」
  - 要件＝①重大な犯罪、②十分な理由、③犯罪関連通話の蓋然性、④補充性、⑤侵害される利益の内容・程度を考慮した「真にやむをえない」場合
  - 電話傍受は「聴覚により認識し、それを記録するという点で、五官の作用によって対象の存在、性質、状態、内容等を認識、保全する検証としての性質をも有する」
  - 裁判官は要件審査を事前に実施可能
  - 刑訴法218条5項(身体検査令状の規程)を検証許可状にも準用し「条件」付与(例: 第三者立ち合わせ、遮断措置)

15

## 情報取得捜査に関するわが国の判例: 2

- 最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁
  - 犯人同一性識別のデータ取得のための公道上・店舗内での同意のない録画は適法
  - ①警察に被疑者が犯人であると疑う合理的な理由あり、②防犯ビデオに写っていた犯人像との同一性確認のために必要、③公道上等の人々が他人から容ぼう等を観察されること自体受忍せざるを得ない場所、④必要な範囲において相当な方法で撮影
- 最決平成21年9月28日刑集63巻7号868頁
  - 配送中の荷物をエックス線により撮影、令状取得後に搜索差押えは違法
  - ①エックス線撮影で内容物の形状や性質をうかがい知ることができ、内容物によっては品目等まで具体的に特定可能(技術的特性)、②内容物が特定でき荷送り人や荷受人のプライバシーを大きく侵害(プライバシー侵害)。当該検査は強制処分

16

## 6 海外におけるGPS利用捜査の規律

- 2010年欧州人権裁判所
  - ドイツ憲法裁判所による適法判断を争った上訴人の上訴を棄却。もっとも、GPS監視はその他の音声や視認による監視とは異なっており単に所在を示すだけであって、私生活の尊重を求める権利を侵害していないという政府側の主張は拒絶し、実質的検討。
  - Uzun v. Germany, Application No. 35623/05, 2 September 2010
- 2012年合衆国最高裁判所
  - 法廷意見: 政府が本件車両に対しておこなったGPS追跡装置の装着、および車両の移動を監視するための装置の使用は、「搜索」に該当する
  - 補足意見: 長期間のGPS監視のような「公共空間における人の移動を正確、かつ包括的に記録することを可能にする」技術を用いると、その記録は「親族・政治性・職業性・宗教観・性的嗜好等の人間関係について豊富な情報を反映」(サトメイヤー)
  - 同: 端的にGPS追跡装置が当該車両に装着され、そして使用されたことで、被上告人(Jones)のプライバシーへの合理的期待が侵害されたか否かだけを判断(アリート)
  - United States v. Jones, 565 U.S. \_\_ (2012), 132 S. Ct. 945(2012). 17

### 参考: 欧米判例に関わる論点表

論点	法域	合衆国最高裁判決 (2012)	欧州人権裁判所 (2010)
判決		憲法修正4条違反	人権規約違反なし
取得期間		28日間	およそ2ヶ月間
対象犯罪		麻薬取引	殺人・殺人未遂 (爆弾テロ事件既遂)
理由付け		令状必要(法廷意見=装置装着は「搜索」に該当、補足意見=プライバシー侵害の発生)	監視は非常に希な場合でしか実施されない・ドイツ国内法で令状手続制定・違法収集証拠排除で対処
反対意見		なし	なし
その後の立法		GPS利用捜査に関する法案策定	ドイツ刑事訴訟法改正 (一ヶ月を超えるGPS監視は要令状)

## 参考:GPS利用捜査に関する米国の立法例

州名	年	立法	内容
メイン	2013	L.D.415	位置情報履歴取得令状義務付け、取得期間10日、取得後3日以内に対象者告知、裁判所告知猶予(90日以内)
モンタナ	2013	H. B. 603	位置情報履歴取得令状義務付け、違反は証拠能力否定と罰金
コロラド	2014	16-3-303.5	位置情報履歴取得令状義務付け、違反は証拠能力否定、協力業者の免責
メリーランド	2014	H.B.1161	位置情報履歴・同時取得令状義務付け、取得期間は30日以内、10日以内に対象者に処分告知、裁判所告知猶予
ミネソタ	2014	SF2466	位置情報履歴取得令状義務付け、取得期間は60日以内、90日以内に対象者に処分告知、違反は証拠能力否定
ユタ	2014	H.B. 128	位置情報履歴取得令状義務付け、14日以内に対象者に処分告知、裁判所告知猶予(30日以内)
イリノイ	2014	S.B.2808	位置情報履歴・同時取得令状義務付け、取得期間は60日以内
インディアナ	2014	H.B. 1009	位置情報履歴・同時取得令状義務付け、違反は証拠能力否定
テネシー	2014	H.B.2087	位置情報履歴取得令状義務付け、違反は証拠能力否定
ヴァージニア	2014	H.B.17	位置情報履歴・同時取得令状義務付け、取得期間は15日間、終了後10日以内に対象者に告知、裁判所告知猶予(30日以内)
ウイスコンシン	2014	A.B.536	位置情報履歴・同時取得令状義務付け、取得期間は60日以内、守秘義務命令、他事件捜査利用

19

## 7 検討

- I. 「秘密性のパラダイム」について
- II. プライバシー理論の進化
- III. GPS利用捜査の特異性

20

# I 「秘密性のパラダイム」について

- 「公道上の観察」(平成20年決定)の意味と射程
  - 下級審判例でも公道上の常時監視にはプライバシー侵害や思想の自由・表現の自由等憲法の保障する諸権利の行使を事実上困難にする懸念が認められている(大阪地判平6. 4. 27)
- 平成20年決定の撮影は、公道上や店舗内だが定点的で一過性
  - GPS利用捜査は公道上ではあるが継続的長期の監視で連続的
- 定点的一過性の場合には秘密性や萎縮効果は大きくはない
  - 継続的長期の監視は秘密性や萎縮可能性が強く保護されるべき

21

## II プライバシー論の進化

- 古典的プライバシー論
  - 物理的支配・利用権の尊重、保護
- 新しいプライバシー論
  - 場所ではなく個人の正当な期待を保護
  - 自己情報コントロール権
- 発展的なプライバシー論
  - 公共空間における秘匿性保護の必要性
  - 収集された個人情報のデータベース的利用への歯止めの必要
  - 取得時規制から取得後規制

公共の場での匿名性は、行為の自由や開かれた社会を促進する。公的な匿名性が失われれば、服従を生み出し、抑圧された社会が生まれる。

Christopher Slobogin  
“Privacy at Risk” (2007)より

22

# Ⅲ GPS利用捜査の特異性

- 自動的性質
  - 24時間長期にわたって無人監視も可能
  - コンピュータに自動的に保存利用が可能  
(個別の追尾監視&大量収集後のビッグデータ)
- 情報の性質
  - 取得される情報は公道上の定点だけではなく、移動した全ての移動記録
  - 犯罪に無関係の位置情報や移動履歴も収集、尾行目視との等質論に疑問・・・「内容物によっては」「相当程度具体的な特定が可能」  
(エクス線撮影事件・最決平21年9月28日)
- 規模と記録性
  - 24時間長期にわたればプライバシーに関する相当量の情報取得が可能  
(目視代替論に疑問)
  - GPS監視と尾行監視との等質論＝目視代替論に疑問(下級審判例参照)  
・・・情報を単に記憶にとどめるといふことと、これを写真撮影することとは、やはり質的に異なるものといふべき  
(東京高判平成5年4月14日)

LAW JOURNAL | ロージャーナル

# LAW JOURNAL

## 偽装携帯基地局を用いた通信傍受

——携帯電話の無差別傍受装置「スティングレイ」

ロージャーナル

法学セミナー 2015/11/no.730

成城大学教授  
指宿 信



「ほぼ20年にわたり、アメリカ社会は脆弱な携帯電話ネットワークの暗黒状態に置かれ続けていたのであり、一般大衆は、自分たちの通信の秘密を守る必要性に気づかないままにされてきた」

Stephanie Pell & Christopher Soghoian (2014)<sup>1)</sup>

れている実態が明らかになってきている。

本稿は、これまで国内の公刊物では論じられてこなかった携帯電話傍受に関わる最新のテクノロジーを米国の状況を通じて紹介するとともに、その法的问题点を明らかにする。なお、多くの海外メディアから情報を得ているが、紙幅の関係上全ての出典は記載していない。

### 1 スティングレイの機能とその普及

先に登場したHarris社は、この装置を洗練させ携帯電話の基地局を偽装して相手方に知られずに情報を取得できる汎用機器を製品化し、軍<sup>2)</sup>や諜報機関、24

# まとめ

- 捜査機関における「強制処分」の位置づけと法理論の“乖離”
- 捜査機関にとって「強制処分」とは「障害の除去」といった感覚程度ではないか
- StingRay(IMSIキャッチャー)問題の示唆

25

## 参考文献: 1

- 稲谷龍彦「刑事手続におけるプライバシー保護(1～8・完)」法学論叢169巻1号1頁、169巻5号1頁、171巻5号26頁、171巻6号1頁、172巻2号1頁、173巻2号1頁、173巻3号1頁、173巻6号1頁(2009～2013)
- 松前恵環「位置情報技術とプライバシー:GPSによる追跡がもたらす法的課題について」堀部政男編『プライバシー個人情報保護の新課題』(商事法務、2010)250頁
- 滝沢誠「GPSを用いた被疑者の所在場所の検索について」『立石二六先生古稀祝賀論文集』733頁(2010)746頁
- 高橋義人「パブリック・フォーラムとしての公共空間における位置情報と匿名性」琉大法学88号145頁(2012)171頁
- 土屋眞一「捜査官がGPSにより公道を走る被疑者の車を監視することは、違法な捜索か?:最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判決」判時2150号3頁(2012)
- 湯浅壘道「位置情報の法的性質——United States v. Jonesを手がかりに」情報セキュリティ総合科学第4号(2012)171頁
- 白取祐司『刑事訴訟法〔第7版〕』(日本評論社、2012)124頁注33
- 上口裕『刑事訴訟法〔第3版〕』(成文堂、2012)92頁
- 稲谷龍彦「情報技術の革新と刑事手続」井上＝川出編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013)40頁
- 清水真「捜査手法としてのGPS端末の装着と監視・再考」明治大学法科大学院論集13号(2013)163頁

\* 時系列順

26

## 参考文献:2

- 緑大輔「United States v. Jones, 132 S. Ct. 945(2012)  
—GPS監視装置による自動車の追跡の合憲性」アメリカ法[2013]356頁
- 小木曾綾「再び「新しい捜査方法」について」研修790号(2014)3頁
- 稲谷龍彦「刑事手続におけるプライバシー保護：熟議による適正手続の実現を目指して」  
刑法雑誌53巻2号228頁(2014)
- 大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」  
『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集[下巻]』485頁(成文堂、2014)514頁
- 宮下紘「GPSの捜査利用 位置情報の追跡はプライバシー侵害か」時の  
法令1973号50頁(2015)
- 前田雅英「尾行の補助手段としてGPS(移動追跡装置)を使用した捜査の適法性」  
捜査研究770号(2015)56頁
- 笹倉宏紀「捜査法の思考と情報プライバシー権」法律時報87巻5号70頁(2015)
- 緑大輔「監視型捜査における情報取得時の法的規律」同65頁
- 山本龍彦「監視捜査における情報取得行為の意味」同60頁
- ダニエル・J・ソローブ『プライバシー新理論』(みすず書房、2012)
- Christopher Slobogin, “Privacy at Risk” (2007, University of Chicago Press).  
<http://press.uchicago.edu/ucp/books/book/chicago/P/bo5503960.html>
- David Gray & Danielle Citron, The Right to Quantitative Privacy, Minnesota Law Review v.98 p.62  
(2013) [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2228919](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2228919)